

要綱の概要

第1章 総則

県の責務

- ・周辺地域の生活環境の保全上支障が生じないよう処理業者等に適切な指導、助言、監督を行うとともに、処理業者等の環境保全、情報公開等への取組を支援する。
- ・職員の資質向上に努める。
- ・本県の状況を踏まえた施策を推進するため、県内の産業廃棄物の発生量および処理量を把握する。
- ・情報を積極的に公表する。

処理業者等の責務

- ・処理状況等について積極的に情報開示を行い、地域住民との信頼関係の醸成に努める。
- ・知識の取得、技術の研さん、従業員への指導・教育に努める。

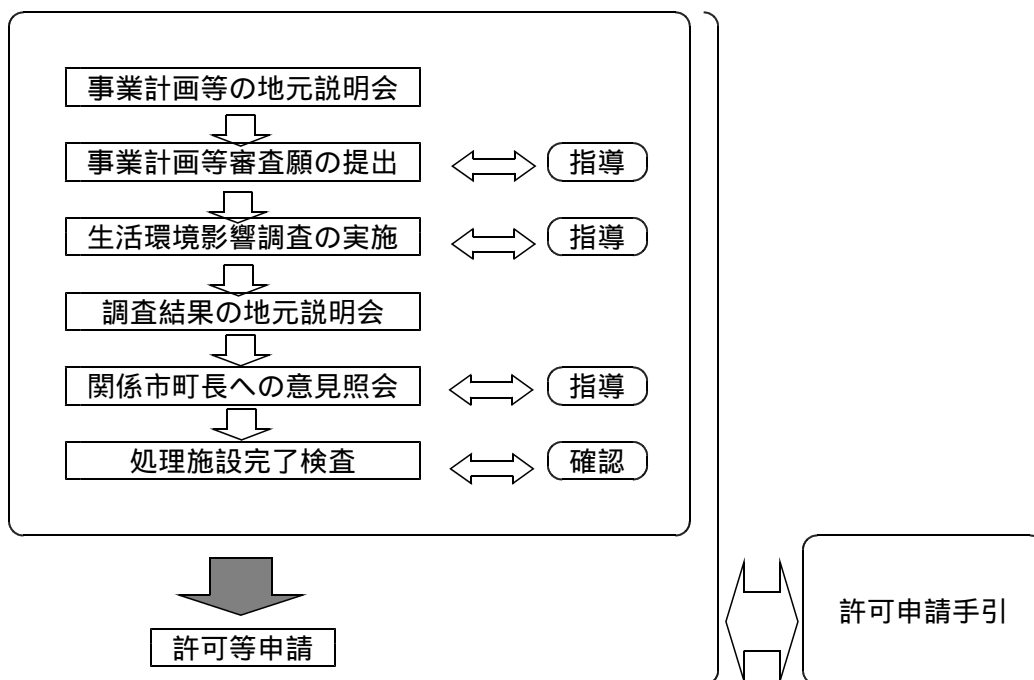
第2章 産業廃棄物処理業の許可等に係る事前協議

事前協議の対象となる許可申請等

- ・産業廃棄物処理業の許可申請
 - ・産業廃棄物処理施設の許可申請
 - ・産業廃棄物の処理施設に係る届出等
- (詳しくは、別記「事前協議が必要な許可申請等」を参照してください。)

事前協議の手順例

この手順は、中間処理業の新規許可申請に係る事前協議の手順を示していますが、許可等の申請区分により手順は異なります。詳しくは、別記「事前協議の手順」を参照してください。



第3章 産業廃棄物の処理に関する監督

